

【別紙 新旧対照表】

《 マイナポイント事業に関する特約（公金受取口座）》

※追加箇所は赤字下線、削除箇所は青字訂正線

現行	改定後	備考
<p>第9条（取引等の調査等） 対象決済事業者は、不当な取引等またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用が行われた、またはそのおそれがあると判断した場合に、当該取引または利用等を行った利用者について、マイナポイントの付与、使用状況や対象キャッシュレス決済サービスの利用履歴や問い合わせ履歴その他不当な取引等またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用の判断に必要な情報を調査します。この場合、対象決済事業者は、利用者に対し、電話、メール、訪問を行う方法その他の方法により不当な取引等またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用の存否等に関する調査を行うことを承諾するものとし、対象事業者からの問い合わせに応じること、不当な取引等またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用を行ったか否かに関する必要な回答をすることその他対象決済事業者による調査に対して必要な協力を行うものとしします。</p>	<p>第9条（取引等の調査等） 対象決済事業者は、不当な取引等またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用が行われた、またはそのおそれがあると判断した場合に、当該取引または利用等を行った利用者について、マイナポイントの付与、使用状況や対象キャッシュレス決済サービスの利用履歴や問い合わせ履歴その他不当な取引等またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用の判断に必要な情報を調査します。この場合、対象決済事業者は、利用者に対し、電話、メール、訪問を行う方法その他の方法により不当な取引等またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用の存否等に関する調査を行うことを承諾するものとし、対象決済事業者からの問い合わせに応じること、不当な取引等またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用を行ったか否かに関する必要な回答をすることその他対象決済事業者による調査に対して必要な協力を行うものとしします。</p>	<p>【改定】 誤字の修正</p>
<p>第14条（情報提供） 2. 利用者は、対象決済事業者が国、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店およびそれらの委託先に対して本事業の実施、第10条に定める不当な取引等を行った者の特定および不当な取引等の防止、補助金交付に係る手続き、第4条第1項第6号に係る行為への該当性の判断のために、前項2号に定める事項について提供することに承諾します。また、利用者は、対象決済事業者が本事業の実施、第10条に定める不当な取引等を行った者の特定および不当な取引等の防止、補助金交付に係る手続きのために必要な範囲内で、国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店およびそれらの委託先から利用者の個人関連情報（取引を特定するためのID等、マイナポイントの付与履歴等）を取得し、個人データとして利用することに承諾するものとしします。</p>	<p>第14条（情報提供） 2. 利用者は、対象決済事業者が国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店およびそれらの委託先に対して本事業の実施、第10条に定める不当な取引等を行った者の特定および不当な取引等の防止、補助金交付に係る手続き、第4条第1項第6号に係る行為への該当性の判断のために、前項2号に定める事項について提供することに承諾します。また、利用者は、対象決済事業者が本事業の実施、第10条に定める不当な取引等を行った者の特定および不当な取引等の防止、補助金交付に係る手続きのために必要な範囲内で、国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店およびそれらの委託先から利用者の個人関連情報（取引を特定するためのID等、マイナポイントの付与履歴等）を取得し、個人データとして利用することに承諾するものとしします。</p>	<p>【改定】 利用者情報の提供先の追加</p>
<p>【別紙】 1. 本特約第3条第1項および第3項に定める「申込期間」「申込方法」は、以下の通りとします。</p>	<p>【別紙】 1. 本特約第3条第1項および第3項に定める「申込期間」「申込方法」は、以下の通りとします。</p>	<p>【改定】 施策実施期間の更新</p>

<p>(1)本サービスの申込期間 2023年 2月28日まで</p> <p>(2)国または地方公共団体から金銭の払込みを受ける預金口座または貯金口座に係る情報の登録が完了すべき期間 2023年 3月21日まで</p>	<p>(1)本サービスの申込期間 2023年 <u>5月末日</u>まで</p> <p>(2)国または地方公共団体から金銭の払込みを受ける預金口座または貯金口座に係る情報の登録が完了すべき期間 2023年 <u>5月末日</u>まで</p>	
<p>5. 本特約第5条第1項の「マイナポイントの <u>利用</u>状況に関する事項で対象決済事業者所定の事項」および「対象決済事業者所定の方法」は、以下のとおりとします。</p>	<p>5. 本特約第5条第1項の「マイナポイントの <u>付与</u>状況に関する事項で対象決済事業者所定の事項」および「対象決済事業者所定の方法」は、以下のとおりとします。</p>	<p>【改定】 誤字の修正</p>